

令和6年度三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が管理する道路について、地域住民との協働による冬期間における交通の安全を図るための除雪活動に対し、予算の範囲内において報奨金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 報奨金の交付対象となる道路は、次に掲げるものとする。

- (1) 町道
- (2) その他町長が必要と認める道路

(対象団体)

第3条 報奨金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会
- (2) 町内会の連合体
- (3) その他町長が必要と認める団体

(対象活動)

第4条 報奨金の交付対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次に掲げる除雪機械を使用して、冬期間を通して行う除雪活動とする。

- (1) 除雪機
- (2) トラクター
- (3) トラクターショベル等

(報奨金の交付額等)

第5条 報奨金の交付額は予算の範囲内で交付するものとし、次により算出するものとする。

- (1) 報奨金の交付額は、実施活動延長に1メートル当たり20円に乗じて得た額とする。
- (2) 実績額が予算額を上回る場合の計算方法は次により算出するものとする。
ア 前号により対象団体ごとに算出した額に、予算額を全体実績額で除して得た割合を乗じて算出するものとする。その際、10円未満を切り捨てる。

(交付申請書)

第6条 報奨金の交付を受けようとする対象団体の申請者は、対象活動を実施しようとする年の11月末までに道路除雪活動報奨金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

(承認通知書)

第7条 町長は、交付申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、実施の可否を決定し、道路除雪活動承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実施報告書)

第8条 対象団体の申請者は、当該年度の3月末日までに道路除雪活動実施報告書（様式第3号。以下「実施報告書」という。）を町長に提出するものとする。

(交付決定通知書)

第9条 町長は、実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは報奨金の交付を決定し、道路除雪活動報奨金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付)

第10条 町長は、報奨金の交付を決定したときは、速やかに口座振込により交付するものとする。

(交付決定の取消し又は変更)

第11条 対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付決定を取消し、又は変更し、既に交付した報奨金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 対象団体が解散したとき、又は活動を休止したとき。
- (2) 当該活動に対して、国、地方公共団体、その他公共団体若しくは公共的団体からの助成を受けたとき
- (3) その他、不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。